

## 第61回農地総会議事録

開催日時	令和4年7月7日（木） 午後3時30分から	
開催場所	高知市役所本庁舎6階 611会議室	
出席委員	大崎 恭寿・池澤 誠・西本 統洋・植田 俊博・加藤 孝幸・中島 義幸・ 久保田 彦昭・森田 浩明・大野 哲・竹内 佳代・中島 正根・山本 和正・ 前田 真作・上田 博・久保 壽美男・川澤 一博・中村 富貴・矢野 強  以上18名	
欠席委員	廣井 千里 以上1名	
事務局出席者	近森事務局長・永野次長・竹内係長・谷川主任 以上4名	
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 議案外（報告） <ul style="list-style-type: none"> <li>①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件</li> <li>②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件</li> <li>③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件</li> <li>④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件</li> <li>⑤非農地証明願の件</li> <li>⑥農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件</li> </ul>	
備考〔添付書類〕	<input type="radio"/> 第61回農地総会議案書 <input type="radio"/> 現地案内図 <input type="radio"/> 転用許可申請等の結果について（報告） <input type="radio"/> 令和4年度 今後のスケジュール（予定）	

開 会 議 長	(上田博 が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時30分)) 第61回農地総会をただいまより開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	欠席委員の報告を行います。欠席委員は、廣井千里委員の1名です。 委員総数19名中18名の出席です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長	総会会議規則第23条第2項におきまして、議事録には、議長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。
委 員 議 長	(異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は、久保田彦昭委員と山本和正委員の2名にお願いいたします。
議 事 議 長 谷川主任	只今から、議案の審議を行います。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。 今日は全体で5件の申請が出されております。議案書は3ページをご覧ください。 案件1は、鏡小浜、登記地目田、現況地目畠、204m <sup>2</sup> を、譲受人所有農地に隣接することによる耕作便利のため、売買により所有権を移転するという内容の申請です。 現地案内図は、No.1をご覧ください。ピンクに塗っている所が申請地、緑に塗った所が譲受人の経営農地です。 申請書の別添資料によりますと、所有する農地については、耕作不利地を除き全て耕作しているとのことで、経営農地の大半が仁淀川町にあることから、仁淀川町農業委員会に耕作状況について照会したところ、耕作不利地以外は全て耕作しているとの回答を得ております。 また、今回の申請地では、野菜を栽培する予定であるとのことです。 保有している農機具につきましては、全て仁淀川町で保管しており、高知市には保管していないとのことです。 譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事しており、ほかに妻も農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。 周辺農地への影響については、取得する農地はこれまで通り畠として作付けするた

め、特に影響はないと考えることです。

なお、本件申請地は、これまで別の方が賃借権を設定して耕作していた土地ですが、本件申請と同時に農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約通知書を提出して解約手続きをしております。合意解約通知については、後ほど議案外の案件としてご報告いたします。

続きまして、案件2は、長浜、畠、605m<sup>2</sup>外1筆、合計1,154m<sup>2</sup>を、親子間の、いわゆる生前贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図は、No.2をご覧ください。ピンクに塗っている部分が申請地です。

譲受人は農地台帳への登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書及び申請書の別添資料によりますと、譲受人は公務員として就労しながら、仕事が休みの日は父や弟とともに農作業に従事しており、今回の申請地ではキャベツや芋などを栽培する予定であるとのことです。

また、定年退職後は父の農地を引き継ぎ、営農を継続していくとのことです。

なお、譲渡人と譲受人は別世帯・別住所となっておりますが、親子関係が確認できる資料として、戸籍謄本が添付されております。従いまして、議案書に記載されております譲受人の経営面積は譲渡人である父親の経営面積となっております。

農機具の保有状況については、現在所有しておりませんが、必要なことがあれば、父または弟が所有している農機具を借りるとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事している父や弟とともに農作業に従事するため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法について地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えることです。

続きまして、案件3は、重倉、田、1,190m<sup>2</sup>を、譲受人の経営農地に隣接することによる耕作便利のため、贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクに塗ったところが申請地、緑に塗ったところが譲受人の経営農地です。

申請書の別添資料によりますと、譲受人は所有している農地は全て耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具の保有状況については、トラクターなど、計6台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、妻とともに農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、水稻栽培が主な地域であり、近郊耕作者の方への確

	<p>認と了解のうえで防除作業を行うため、特に影響はないと考えることです。</p> <p>続きまして、案件4と議案書4ページに跨ります案件5は、譲受人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。</p> <p>案件4は、春野町森山、田、961 m<sup>2</sup>を、議案書4ページにまたがります案件5は、春野町森山、田、829 m<sup>2</sup>外3筆、合計1,524 m<sup>2</sup>を、両案件とも譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。</p> <p>現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクに塗った所が案件4、緑に塗った所が案件5の申請地です。</p> <p>申請書の別添資料によりますと、譲受人は現在、所有及び借り入れている農地を全て耕作又は保全管理しており、今回の申請地では、ブドウを栽培する予定であるとのことです。</p> <p>農機具については、トラクターなど7台の大農機具を所有しているとのことです。</p> <p>譲受人は農業の経験があり、長男とともに農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。</p> <p>周辺農地への影響につきましては、従来通り地域の防除基準に従い、ハウス園芸をするため、影響はないと考えることです。</p> <p>なお、議案書に記載されておりますとおり、譲受人の経営面積は現在2,730 m<sup>2</sup>ですが、両案件が許可となりますと経営面積は合計5,215 m<sup>2</sup>となり、下限面積要件を満たすこととなります。</p> <p>また、案件5の申請地は、これまで別の方が賃借権を設定して耕作していた土地ですが、本件申請と同時に農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約通知書を提出して解約手続きをしております。合意解約通知については、後ほど議案外の案件としてご報告いたします。</p> <p>以上、全ての案件について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>なお、申請地は、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただいております。</p> <p>以上で、第1号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第二、第三、第四事前審査会です。第一事前審査会の加藤委員長から報告をお願いいたします。</p>
加藤委員	<p>案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議長	<p>第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。</p>

	森田委員	案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
	議長	第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。
	山本委員	案件3については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
	議長	続いて、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。
	川澤委員	案件4、案件5については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
	議長	ただいま事前審査会報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
	委員	(意見・質問なし)
	議長	他にご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
	委員	全ての案件につきまして、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
	議長	(異議なし)
	谷川主任	それでは、そのように決定いたします。
		続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の件です。事務局より説明をお願いします。
		今日は全体で1件の申請が出されております。議案書は7ページをご覧下さい。
		案件1は、鏡小浜、畠、4.62m <sup>2</sup> を私道に転用するという内容の申請となっておりますが、申請地が既に転用されているため、事後に転用許可を申請する案件となっております。
		現地案内図は、No.5をご覧ください。ピンクに塗ったところが申請地で、緑に塗ったところが一体利用地となる、以前に許可を受けた太陽光発電施設用地です。
		太陽光発電施設は、平成30年6月に転用許可を受け、同年10月から稼働開始し、現在に至っておりますが、今回、進入路部分が当初の計画よりも広く施工されていることがわかったため、はみ出して施工してしまった部分について転用許可申請を行う内容となっております。
		農地の区分につきましては、農用地区域の指定を受けておらず、甲種、1種、3種、いずれの要件にも当てはまらない農地であるため、第2種農地として判断しております。
		冒頭でご説明しましたとおり、現地は既に転用済みの状態となっておりますが、事業内容について、事業計画書に沿ってご説明します。
		本日お配りしております資料のうち、①と書いてある資料をご覧ください。

	<p>既存太陽光発電施設は、平成30年6月に許可を受けており、今回の申請地は進入路部分の施工を当初計画より30cm程幅広く施工した部分となります。</p> <p>次に、資料2枚目をご覧ください。申請地周辺の状況につきましては、東側は県道、それ以外は申請者の自己所有地に接していることから、周辺への悪影響はないものと考えます。</p> <p>排水計画につきましては、発生する排水は雨水のみで、自然浸透のほか、許可を受けている進入路部分に設置されている既存の集水枠を通じて東側県道の道路側溝に放流する計画となっております。</p> <p>その他の添付書類としましては、無断転用に係る始末書等、必要な添付書類は整っていることを確認しております。なお、自己資金にて転用済みであるため、資金証明書類の提出はありません。</p> <p>土木委員の意見につきましては、申請地の周囲に農道及び水路がないため、確認不要であることを担当区域の農地利用最適化推進委員に確認しております。</p> <p>以上で、第2号議案の説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。第一事前審査会の加藤委員長から報告をお願いいたします。
加藤委員長	案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に入ります。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	他にご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
委員	案件1については、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
議長	(異議なし)
委員長	それではそのように決定いたします。
谷川主任	続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件です。事務局より説明をお願いいたします。
	今月は、全体で4件の申請が出されております。議案書は10ページをご覧下さい。
	まず、案件1と案件2は、計画は1件の申請ですが、システムの都合上、2件の申請となっております。
	それでは、申請の内容についてご説明いたします。
	案件1及び案件2は、鏡小浜、畠、204m <sup>2</sup> を、自己用住宅に転用するため、売買に

より共有で所有権を移転する内容となっております。

農地の区分につきましては、農用地区域の指定を受けておらず、甲種、1種、3種、いずれの要件にも当てはまらない農地であるため、第2種農地として判断しております。

現地案内図は、No.6をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

それでは事業計画の内容等についてご説明しますので、本日お配りしております資料のうち、②と書いている資料をご覧ください。

申請地を選んだ理由としましては、譲受人夫婦は現在アパートに居住しており、子育てなどの将来的なことも考慮し、現在の住まいでは手狭になると想え、戸建て住宅を建築することにしたとのことです。また、譲受人夫婦は高知市中心部から少し離れたところで子どもを伸び伸びと育てていきたいという想いもあることから、本件申請地を選んだとのことです。

転用計画としましては、建築面積 57.13 m<sup>2</sup>の木造2階建て住宅1棟、駐車場3台分、物干し場などに転用する計画です。

整地計画につきましては、駐車場の部分はコンクリート敷きとし、その他の部分は砂利敷きとする計画です。

進入計画につきましては、東側に接する県道から直接進入する計画です。なお、進入路部分と県道は土地の高さが同じであるため、切土・盛土は行いません。

排水計画につきましては、生活排水は合併浄化槽を経て東側県道の道路側溝に排水し、雨水は自然浸透及び自然勾配により既設集水枡を経て東側県道の道路側溝に排水する計画です。

次に、申請地周辺の状況についてご説明します。申請地の東側は県道に接し、それ以外は譲渡人所有地に接しているため、悪影響を及ぼす恐れはないものと考えます。

次に、他法令関連についてご説明します。

申請地は都市計画区域外ですので、開発許可は不要です。

排水同意につきましては、申請者代理人によりますと、水路管理者を調査中とのことです。

添付書類関係につきましては、資金証明書類など、必要な書類が整っていることを確認しております。

地区の土木委員の意見につきましては、申請地周囲に青線、赤線がないことから、確認不要であることを担当区域の農地利用最適化推進委員に確認しております。

案件1及び案件2については、以上です。

続きまして、議案書10ページから11ページに跨ります案件3は、仁井田、畑、2,152

$m^2$ 外 5 筆、合計  $4,330\ m^2$ を、砂利採取のため、許可日から 1 年間、賃借権を設定するという一時転用の申請です。

現地案内図は、No.7をご覧ください。ピンクで塗ったところが申請地です。

緑で塗った部分は、農地ではありませんが、一体利用地として、申請地へ進入する通路部分です。

農地の種別につきましては、農用地区域内の農地ですが、一時転用であるため、不許可の例外に該当するものと考えております。

それでは、事業計画の内容等についてご説明いたしますので、本日机上配布しております資料のうち、③と書いている資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、賃借人は、碎石及び砂利採取販売業を営んでいる法人であり、本件申請地は休耕状態で、砂利採取を行うにあたって、周辺農地への支障がないと考えられることから、今回の申請地を選んだとのことです。

申請地の利用計画としては、表土はすき取り後、申請地内に分散して保管し、砂利採取を行う計画で、採取後の跡地については、山土及び申請地内に保管した表土で採取前と同じ高さとなるように埋め戻し、整地を行い、農地として復元することです。

続いて、砂利採取計画図についてご説明します。資料2枚目の平面図と3枚目の断面図をご覧ください。黒塗りの部分が砂利を採取する掘削地となります。最大で9mの深さまで掘削を行う計画で、北側の居宅からは10m、東側と西側からは2m、南側からは4mの保安距離を取る計画となっております。

進入計画としましては、申請地北側の県道から一体利用地を通過して进入する計画となっております。また、県道と申請地と一体利用地は土地の高さが同じなので、工事は必要ありません。

排水計画につきましては、砂利の洗浄は搬出後に賃借人の自社施設内で行い、砂利採取中に周辺への悪影響が危惧されるほどの地下水が発生するなどの事態が起きた場合は採取を中止して埋め戻しを行うこととしております。発生する排水は雨水のみで、自然浸透により処理する計画となっております。

また、安全対策として、周囲にメッシュシートを張り、侵入防止等の対策を図ることです。

続きまして、申請地周辺の状況についてご説明します。申請地北側は宅地及び県道春野赤岡線、東側、西側、南側は畠となっております。

被害防除計画の対象は申請地北側を除く畠となります。それぞれの農地所有者からの同意書が添付されております。また、資料4枚目のとおり、一部の土地所有者と

	<p>は誓約書を取り交わしております。</p> <p>添付書類につきましては、資金証明や賃借人の法人定款、法人登記などの必要な書類は添付されております。</p> <p>農振法関係では、申請地は、農業振興地域内の農用地区域内にあるため、農業振興地域整備計画の達成に支障がないか農林水産課に意見を聞いたところ、6月15日付けで「転用面積は必要最小限とし、事業実施にあたっては、周辺農地等に支障がないようすること」「期間終了にあたっては、速やかに現状に復すこと」との回答がありました。</p> <p>県への砂利採取計画の認可につきましては、現在申請準備中となっております。</p> <p>土木委員の意見につきましては、申請地の周囲に農道及び水路がないため、確認不要であることを担当区域の農地利用最適化推進委員に確認しております。</p> <p>なお、第二事前審査会の際に、農地ではないものの、住宅の近隣をダンプが行き来することから、申請地北側の住民の方々からの同意は得ているのだろうか、とのご質問がありました。これに対して、申請者代理人より同意書の提出がありましたので、係長よりご説明させていただきます。</p> <p>竹内係長 それでは、ご説明をいたします。</p> <p>それと、すみません。担当からの説明の中で、「4枚目に誓約書が」という話があつたと思いますが、誓約書が③の4枚目についていないかなと思います。一応、農地の所有者さんからの同意書の方で、お互いの間で、砂利採取を行う法人と農地所有者の間で誓約書を取り交わして、その条件のもとで同意する、というような中身になっているものが複数件ございましたので、ご報告をさせていただきます。</p> <p>宅地の方からの同意書につきましては、③の資料の後ろについております「農地法第5条申請に係る確認事項に対する回答書」というA4縦の、左肩をホッチキス留めにしております、こちらの資料をご覧ください。</p> <p>第二事前審査会でのご意見を元に、申請者に北側の宅地の方の同意について問い合わせておりましたことへの回答となっております。</p> <p>砂利採取業者が行う砂利の採取については、砂利採取法第16条により、県知事から採取計画の認可を受けて事業を行わなければならないと定められております。</p> <p>砂利採取計画の認可を所管しております、高知県用地対策課に、認可申請を行う場合の宅地の同意の必要について問い合わせましたところ、原則として隣接地については、その地目を問わず、同意書の添付を求めており、同意書が添付できない場合には、同意が取れないことの理由書を提出してもらって、県の方で判断している、との回答をいただいております。</p>
--	---

机上配布しました資料の最後のページに、A3版で、隣地の所有者がどなたになるかを記載した切り図の写しがついております。ちょっと筆の境界線が薄くて見えませんが、綴じている方が上側で北になっておりますので、ご確認ください。

北側の隣接地は、地目が道路の筆もありますが、通路部分の隣接地も含めて全部で12筆あります。所有者は、共有の筆もありますが、全部で11組となっております。そのうち、7の方からは同意書が添付されておりまして、同意がいただけていない方は4人となっております。

この4の方からの同意が取れない理由につきましては、1枚目の方で、同意が取れていない理由と、今後の対応につきましてまとめてありますので、こちらの方で説明させていただきます。

これによりますと、①の方については、ご本人は既にお亡くなりになつておらず、相続人の方が誰も相続人代表者になりたくないとのことで、こちらの不動産を賃貸契約している不動産業者からの同意書をもらって添付するよう、現在、県用地対策課と協議しているとのことです。

②として掲載しております、2名の方については、7月4日にそのうちの1名の方に工事の内容を説明しており、明日、8日にはもうお一人の方とも協議をする予定であるとのことです。

③の方については、最後から2枚目に詳細な理由書が付いております。これによりますと、現在、ご本人は入院しており、また、ご親戚の方を訪問したもの、その方もお亡くなりになつていたため、管理者の方が不明となつてしまつたとのことです。現在、住宅は空き家となっており、掘削する場所からは10mの保安距離を設ける工事計画となっていることから、悪影響を及ぼす恐れはないと考えることです。

申請者代理人によりますと、砂利採取法の認可申請については、8日の隣地所有者の方との協議の後に提出する予定であるとのことで、本日までに認可申請は提出されてないことを確認しております。

なお、農地法第5条の許可要件においては、宅地等、農地ではない土地の同意、あるいは被害防除計画は許可要件とはなりませんが、砂利採取法の認可の見込みについては、許可要件となります。

農地法第5条第2項第3号、及び農地法施行規則第57条第2号では、5条の転用許可ができない場合として、「申請に係る事業の施行について行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかつたこと又はこれらの処分がされる見込みがないこと。」とされております。

これに基づき、今回の例でいいますと、県知事は砂利採取法の計画認可見込みが確

認できるまでは許可をできないこととなります。

ただし、農業委員会の意見決定の段階では、砂利採取法の範疇のことは、県の用地対策課にお任せするという判断でもかまいませんし、あるいはまた、砂利採取法の手続きについて見通しが十分なものとなるよう、砂利採取法の申請を早期に行うよう指導するという判断でも、どちらも誤りではないものと考えております。

以上から、他法令での申請等が必要であるが、農地総会の時点で申請の提出がなされていない場合の今回のような取り扱いについて、事務局としては、大きく分けて3種類の考え方があろうかと考えております。

一つは、例えば申請自体は未提出であっても、既に担当部署との協議が整っているなど、他法令での申請に不具合がないと判断される場合には、そのまま許可相当として議決をする場合。

第二は、他法令での手続きについては、そちらの法令の担当部署にお任せするものであると判断して、「不許可相当、ただし、他法令での申請が許可の見込みがある場合は許可相当」という、いわゆる条件付き許可で議決をする場合。

最後に、他法令での許可見込みが十分であるかどうか判断するために、申請者に他法令での申請手続き、ないしは協議を早急に行うよう指導し、来月まで一旦保留とする場合です。

以上で、同意書に関する資料のご説明を終わりまして、担当者からの説明に復します。

谷川主任 案件3については、以上です。

続きまして、案件4は、介良乙、登記地目田、現況畠、164 m<sup>2</sup>外3筆、合計779 m<sup>2</sup>を、賃借人が経営するホームセンターの従業員用駐車場に転用するため、賃借権を設定するという内容の申請です。

現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクで塗った所が申請地です。

農振法関連では、詳細な月日は不詳ですが、申請地が分筆される前の平成7年頃には既に農用地区域から除外されていることを高知市農林水産課に確認しております。農地の区分につきましては、西側に隣接している県道に上下水道の配管が埋設されており、且つ概ね500m以内に医療施設及び教育施設があることから、第3種農地と判断しております。

それでは、事業計画についてご説明いたしますので、本日お配りしております資料のうち、④と書いている資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、申請地が必要な理由としましては、賃借人の経営するホームセンターは従業員用駐車場がなく、申請地は店舗から県道を挟んだ東隣に位置す

	<p>することから、従業員用の駐車スペースを確保するため選定したことです。</p> <p>続きまして、2枚目の土地利用計画図をご覧下さい。</p> <p>転用計画としましては、従業員用の露天駐車場として、25台分に転用する内容となっております。</p> <p>造成計画につきましては、切り土・盛り土は行わず、申請地全体を整地のみ行う計画です。</p> <p>進入計画については、西側に隣接する県道栗山大津線から進入する計画となっており、既存の床板で水路を渡って進入する計画となっております。なお、既に申請地へ直接車で乗り入れができる状態ですので、歩車道ブロックの切り下げ工事や、土地の嵩上げ、切り下げは必要ありません。</p> <p>排水計画については、発生する排水は雨水のみで、自然浸透させるほか、申請地西側及び北側に隣接する水路に排水する計画です。</p> <p>続きまして、申請地周辺の状況についてご説明します。申請地北側は赤線・青線を挟んで田、西側は県道を挟んで賃借人が経営する店舗、南側は赤線・青線を挟んで宅地、東側は田となっております。</p> <p>被害防除計画の対象は申請地北側と東側の田となります。それぞれの農地所有者からの同意書が添付されております。</p> <p>続きまして、他法令の手続きについてご説明します。</p> <p>建物を建築しないので、都市計画法の開発許可の申請は不要です。</p> <p>進入計画の際にご説明しましたが、申請地へ直接車で乗り入れ可能な状態ですので、道路の工事許可等も不要です。</p> <p>続きまして、添付書類についてご説明します。</p> <p>土地改良区から「問題なし」との内容の意見書、資金証明書類の他、譲受人の法人登記・法人定款等が添付されております。</p> <p>排水同意については、申請者代理人に対して提出を依頼しております。</p> <p>その他、賃貸借が確認できる書類として、駐車場使用契約書が提出されております。</p> <p>また、土木委員の意見については、申請地の周囲は道も水路もきちんと整備されているので、特に問題はない、という意見を確認しております。</p> <p>以上で第3号議案の説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。
加藤委員	<p>事前審査会の報告をお願いいたします。案件が、第一、第二、第三事前審査会です。第一事前審査会の加藤委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件1と案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏</p>

	まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議長	第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。
森田委員	案件3について、「北側の宅地の方の同意がもらえるのか」と心配する意見が出ておりました。「もし、砂利採取の許可申請の方で同意をもらうようであれば教えてもらいたい」というご意見がありました。事務局から申請者に問い合わせるようお願いいたしましたので、その状況をもとに総会でご審議をお願いいたします。
議長	はい。続いて、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。
山本委員	案件4については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて、審議した結果、許可相当と認めました。
議長	それでは審議に入ります。ご意見・ご質問ありましたらお願いします。
大野会長	砂利採取の件ですが、先ほど事務局から3つの案が示されました、申請の見込みは確実にありそうですかね。
竹内係長	そうですね。実は、昨日、向こうからの回答書の内容につきまして、中島義幸委員にこういうことで回答書がきていますというご報告をしたところですが、②の方につきましては、回答書では前向きに考えてくれそうなというような書き方をされております。しかし、中島委員がご本人に確認してくださったところでは、ちょっとニュアンスが違うようあります。もう少し、掘削の深さを浅くしてもらいたいというようなご意見がありそうです。明日以降の事業者との話し合いがどうなっていくのか分かりませんけれども、そこがちょっと不透明かなと思っております。
議長	中島委員さん。
中島(義)委員	深さを4mにするとかという話まで出てきて、まだそこを具体的に詰めていないそうですが、4mやつたら、たぶん同意をするのではないかと。ただ、4mで商売になるのかどうかそれも心配です。全部を4mにするのか、その一部を4mにするのかそういう話もまだ決まってないみたいで、そういう条件が合えば同意をするというよなお考えでした。
大野会長	この案件は3,000m <sup>2</sup> を超えるもので、農業会議の案件になるので、もう少し確実な内容にならなければいけないと思います。
議長	それでは、ご意見の出ておりました案件3の仁井田の砂利採取については、別途に議決したいと思います。
	それ以外の、案件1, 2, 4については、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	そのように決定いたします。

	<p>案件3については、砂利採取の許可申請が提出されていないことから、転用の確実性について、慎重に審査したいと思います。</p> <p>申請者には、来月の農地総会までに砂利採取の許可申請を県に提出することと、その際に、地元に十分な了解を得るよう指導し、来月まで審議を保留することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
加藤委員	<p>一点だけちょっと関連しますが。この7名の同意書。前段の4名の方の同意書に日付が入っていないのはどういう意味合いを持ちますか。</p>
竹内係長	<p>この日付が入っていないのは、砂利採取の認可申請自体がまだなので、その日に合わせて日付を書くということで、日付は今空白になっているものであるそうです。</p>
加藤委員	<p>ちなみに、3名は日付がバラバラで入っていますよね。効力というものはどれくらい持つものなのか。</p>
竹内係長	<p>基本的に計画が変わらなかったら、効力が例えば、何ヵ月間しかない、ということはないかと思います。</p>
加藤委員	<p>では、再確認ですが、この4名の同意書は、本人さんもその日付は出す時でいいというような了解をもらっているわけですね。</p>
竹内係長	<p>そういうことのようです。</p>
加藤委員	<p>はい、わかりました。</p>
議長	<p>案件3について、他にご意見・ご質問はありませんか。ご異議がないようすでそのように決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>そのように決定いたします。</p>
谷川主任	<p>続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。今月は、貸借権と中間管理権、中間管理権の一括方式がありますが、すべて一括して審査いたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>まず、①貸借権設定からご説明いたします。議案書は13ページをご覧ください。</p> <p>今月は全体で27件の申請が出されております。内訳は、利用権の新規設定が12件、更新設定が15件となっております。</p> <p>次に、議案書14ページに、利用権設定の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。まず、表の上段をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が26人で延べ28人、利用権の設定を受ける者が19人で延べ28人となっております。</p> <p>土地の内訳は、田が65筆で42,290.03m<sup>2</sup>、畑が13筆で17,903m<sup>2</sup>、合計78筆で60,193.03m<sup>2</sup>です。また、設定の内訳を見ますと、新規設定が29筆で19,010m<sup>2</sup>、更新設定が49筆で41,183.03m<sup>2</sup>となっております。</p>

利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略させていただきます。

それでは、新規設定の案件のみご説明いたします。なお、利用権設定の開始日は、全て令和4年8月1日となっております。議案書は17ページをご覧ください。

案件4は、屋頭、田、155m<sup>2</sup>外2筆、合計1,090m<sup>2</sup>を、5年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

なお、本件申請地は未相続地となっておりますが、相続権者の内、2分の1を超える方からの同意があることを事務局にて確認しております。

続きまして、議案書は20ページをご覧ください。

案件9は、介良乙、田、961m<sup>2</sup>を、5年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

続きまして、議案書は21ページをご覧ください。

議案書21ページから22ページに跨ります案件12は、介良乙、田、645m<sup>2</sup>を、1年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

なお、賃借人は南国市に居住しているため、南国市農業委員会の発行した耕作証明書が添付されております。

続きまして、案件14と案件15、議案書24ページの案件16は、賃借人が同一の関連案件のため、まとめてご説明いたします。

案件14は、春野町弘岡上、田、267m<sup>2</sup>の内150m<sup>2</sup>外1筆、合計919m<sup>2</sup>を、案件15は、春野町弘岡上、田、442m<sup>2</sup>を、議案書24ページの案件16は、春野町弘岡上、田、429m<sup>2</sup>外1筆、合計647m<sup>2</sup>を、それぞれ5年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

なお、本案件の賃借人は、農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書によりますと、賃借人は、芸西村でパパイヤ栽培をしている知人の下で学びながら、自身もパパイヤ栽培をしていくとのことで、既に動力付噴霧器は購入しており、大農機具もJAや知人に借りて耕作していく予定とのことです。

続きまして、議案書25ページの案件18は、春野町弘岡下、登記地目田、現況畠、1,163m<sup>2</sup>外2筆、合計2,554m<sup>2</sup>を、10年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

なお、本案件の賃借人は、農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書によりますと、賃借人は独立就農に向けて、これまで農家で研修を受けており、今回の申請地では施設キュウリの栽培をしていくとのことで、将来的には経営規模を拡大していく予定とのことです。

続きまして、議案書26ページの案件20と、議案書27ページにまたがります案件21は、賃貸人と賃借人が同一の関連案件のため、まとめてご説明いたします。

案件 20 は、春野町東諸木、田、 $138\text{ m}^2$ 外 7 筆、合計  $4,108\text{ m}^2$ を、案件 21 は、春野町東諸木、登記地目田、現況畠、 $492\text{ m}^2$ を、それぞれ 5 年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

続きまして、案件 22 は、春野町東諸木、田、 $991\text{ m}^2$ 外 2 筆、合計  $4,408\text{ m}^2$ を、10 年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

続きまして、議案書 29 ページの案件 25 と案件 26、議案書 30 ページの案件 27 は、賃借人が同一の関連案件のため、まとめてご説明いたします。

なお、賃借人の法人は、農地所有適格法人の要件を満たしていることを、事務局にて確認しております。

案件 25 は、春野町秋山、田、 $605\text{ m}^2$ 外 1 筆、合計  $1,206\text{ m}^2$ を、案件 26 は、春野町秋山、田、 $674\text{ m}^2$ を、議案書 30 ページの案件 27 は、春野町森山、田、 $914\text{ m}^2$ の内  $864\text{ m}^2$ を、それぞれ 10 年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

①賃借権設定については以上です。続きまして、②中間管理権設定について、ご説明いたします。議案書は 32 ページをご覧ください。

今月は全体で 2 件の申請が出されております。内訳は、利用権の新規設定が 2 件となっております。

次に、議案書 33 ページに、総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。

まず、表の上段をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が 2 人で、利用権の設定を受ける者が 1 人で延べ 2 人となっております。

土地の内訳は、田が 4 筆で  $3,277\text{ m}^2$ です。また、設定の内訳につきましては、新規設定が 4 筆で  $3,277\text{ m}^2$ となっております。

利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略させていただきます。

それでは、案件の内容についてご説明いたします。議案書は 34 ページをご覧ください。

案件 1 は、春野町弘岡上、田、 $476\text{ m}^2$ 外 1 筆、合計  $1,295\text{ m}^2$ を、3 年間公社が借り受けるという、賃貸借権の新規設定です。貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定とのことです。

なお、本件申請地は未相続地となっておりますが、相続権者全員の同意があることを事務局にて確認しております。

続きまして、案件 2 は、春野町弘岡中、田、 $991\text{ m}^2$ 外 1 筆、合計  $1,982\text{ m}^2$ を、5 年間公社が借り受けるという、使用貸借権の新規設定です。貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定とのことです。

	<p>②中間管理権設定については、以上です。続きまして、③中間管理権設定・一括方式についてご説明します。議案書は36ページをご覧ください。</p> <p>今月は全体で1件の申請が出されており、内訳としましては、利用権の更新設定が1件となっております。</p> <p>まず、農地中間管理権設定の一括方式についてご説明します。土地の所有者から中間管理事業者、すなわち公社への貸借については、農業経営基盤強化促進法の集積計画で行い、公社から最終貸付人への貸借は、県知事による配分計画によって行う、という2段階で行っていたものを、農業経営基盤強化促進法の集積計画の中で一括して、1件の案件として設定することを可能とした制度です。</p> <p>次に、議案書37ページに、利用権設定の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。</p> <p>表の上段をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が2人で、利用権の設定を受ける者が2人となっております。</p> <p>土地の内訳は、田が5筆で1,579.33m<sup>2</sup>です。また、設定の内訳につきましては、更新設定が5筆で1,579.33m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略させていただきます。</p> <p>また、今月は更新案件のみとなっておりますので、内容については説明を省略させていただきます。</p> <p>以上、更新設定も含めて計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>全ての案件について、本会で計画が妥当なものと決定されると、令和4年8月1日付で高知市が公告し、効力が発生するものです。</p> <p>以上で、第4号議案の説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第二、第三、第四事前審査会です。第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。
森田委員	貸借権設定の案件1の仁井田の土地と、案件2、案件3については、計画を妥当と認めました。
議長	次に、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。
山本委員	貸借権設定の案件1の五台山の土地と、案件5から案件12及び中間管理権・一括方式の案件1について計画を妥当と認めました。
議長	次に、第四事前審査会の川澤副委員長からの報告をお願いいたします。
川澤委員	貸借権設定の案件13から27及び中間管理権の案件1と案件2について、計画を妥

	当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。
委員	貸借権設定の案件4、案件9については、申請の当事者が農業委員となっておりますので、先に審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。
議長	(異議なし)
委員	それでは、該当の案件について審議します。
議長	農業委員会等に関する法律、第31条第1項の規定に基づき、該当の委員は本案件を審議する間は退席をお願いします。
委員	(退席)
議長	貸借権設定の案件4、案件9について、ご意見やご質問がございましたらお願いいいたします。
	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
	この案件につきまして、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	そのように決定いたします。事務局は、委員を復帰させてください。
委員	(着席)
議長	それ以外の案件を審議します。ご意見やご質問がございましたらお願いいいたします。
西本委員	34ページの案件2です。公社とは使用貸借権を設定しておりますが、本人たちは、米2袋という貸借権を設定しております。いつものとおり、私はこの件については保留にさせていただきたいです。
議長	はい、他にご意見・ご質問はありませんか。
中島(正)委員	21ページの案件11です。更新の件です。これは、農業委員のご家族の方が賃借人ですが、退席しなくて構いませんか。
竹内係長	退席をしていただかないといけないのは、委員さんご本人の場合と、もしくは同居の家族の場合でございます。本案件については、農業委員と賃借人は住居が別になっていると思いますので、退席していただかなくても大丈夫です。
議長	中島委員さん、よろしいでしょうか。
中島(正)委員	はい。
議長	ご意見・ご質問がないようでしたら審議を終わります。
	先ほど議決した案件を除く、すべての案件につきまして、計画を妥当なものと決定することにご異議ありませんか。
西本委員	私は保留にすると言っています。
議長	はい、すみません。

西本委員	おかしいですよね。使用貸借と賃貸借は相反するものです。このことについては、私は保留にさせてください。
議長	西本委員が、ただいまの件につきましては、保留にさせてください、とのことですのでご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	それでは、西本委員の意見を尊重し、保留とさせていただきます。
西本委員	いえ、そうではなくて、私は保留にするが、他の方は賛成したらどうですか。といいますか、地元の方がよろしいということで相当ということで、それを踏まえて審議せないかんですよ。私は個人的に、この相反することについては、私の性分からといって同意できませんので、この案件だけは保留とさせていただきます。他の方は、審議はよろしいということで事前審査会の了解をもらっているので、そこを踏まえて議長さん、採決してほしいと思います。
池澤委員	すみません、38ページの案件1に使用貸借権となっておりますが、これも覚書はありますか。
竹内係長	これには覚書はないです。
西本委員	案件1は、無償で貸しているので構わないので。使用貸借は無償ということです。案件2は、お米を2袋やるということで、明らかに賃貸借ということです。この相反する法律を踏まえて、これを審議せよということですが、私はできないということで保留にさせてほしいということです。他の上の方の使用貸借は無償で貸してくれということなので構いません。ですが、これは地主が米2袋もらうという覚書。覚書の説明もなかつたですよ。このことについては判例もまだないです。
議長	説明する方も、覚書があるということの説明をしないといかんですよ。ただこれを机上配布して説明してないでしょう。あなたたちはどういう考え方をしているかわかりませんけれど。
委員	34ページの案件2につきまして、西本さんは保留ということですが、他の委員さんは異議なしということですので、それでよろしいでしょうか。
議長	(異議なし)
谷川主任	そのように決定いたします。 議案外の報告を事務局より一括してお願いします。 議案外の案件について、まとめてご報告いたします。 まず、①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件について、ご報告いたします。議案書は、40ページをご覧ください。 今月は6件の届出が出されております。地区の内訳は、朝倉が1件、布師田が1件、

一宮が 1 件、介良が 1 件、春野が 2 件となっております。

届出の内容につきましては、議案書 41 ページから 43 ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、②農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は、45 ページをご覧ください。

今月は 1 件の届出が出されており、地区は大津となっております。

届出の内容につきましては、議案書 46 ページをご覧ください。

当該案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、③農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は、48 ページをご覧ください。

今月は 10 件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が 2 件、旭が 5 件、潮江が 1 件、長浜が 1 件、一宮が 1 件となっております。届出の内容につきましては、議案書 49 ページから 51 ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、④農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件についてご報告いたします。議案書は 53 ページをご覧ください。

今月は 2 件の通知が出されており、地区は鏡と春野となっております。

届出の内容につきましては、議案書 54 ページから 55 ページをご覧ください。

なお、案件 1 の下の行の土地が第 1 号議案の案件 1 と、案件 2 が第 1 号議案の案件 5 と、それぞれ関連案件となっております。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、事務局長専決処理により通知を受理しております。

続きまして、⑤非農地証明願の件についてご報告いたします。

議案書は 57 ページをご覧ください。

今月は 16 件の非農地証明願が出されており、地区の内訳は、朝倉が 3 件、旭が 2 件、初月が 1 件、春野が 10 件となっております。

証明願の内容につきましては、議案書 58 ページから 61 ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員及び事務局にて現地確認を実施し、いずれも非農地証明書の交付条件を満たしているため、農地総会での審議は不要と判断されましたので、事務局長専決処理により、非農地証明

	<p>書を交付しております。</p> <p>続きまして、⑥農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件についてご報告いたします。</p> <p>議案書は63ページをご覧ください。</p> <p>今月は、1件の3条許可申請取下願が出されており、地区は朝倉となっております。取下願の内容につきましては、議案書64ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、5月6日に開催した第59回農地総会でご説明しましたとおり、譲受人の下限面積要件が満たされていないことが判明したことにより、取下願が提出されたもので、令和4年5月2日付で取下願が出され、同日付で受理しております。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p>
議長	<p>議案外の報告が終わりました。議案外の報告に対しましてご意見・ご質問がありましたらお願ひいたします。</p>
委員	(意見・質問なし)
議長	<p>ご意見・ご質問がないようでしたら議案外の報告を終わります。</p> <p>事務局からの連絡がありましたらお願ひいたします。</p>
事務局連絡	
近森局長	(「今後のスケジュール(予定)」を説明)
大野会長	私から報告事項がございます。先月21日に、農業会議の事務局長会長会議がございました、その理事会におきまして、今回、私が農業会議の会長に推薦され、引き受けることにいたしました。何分いろいろ県下全般のことに関わらなければならなくなりましたので、委員や事務局の皆様にはご迷惑をかける部分もあるかと思いますが、よろしくお願ひいたしたいと思いましてご報告いたします。
議長	事務局からの連絡と会長からの報告に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願ひいたします。
加藤委員	スケジュールで説明がありました、移動農業委員会を土佐山さんがされる予定を組まれているようですが、コロナの現状を見て、農業委員会として開催の対処の仕方については、地区ごとの裁量で構いませんか。その辺の統一の見解をいただけたらと思います。
西本委員	そのことについては、感染者が倍で増えてきていますよね。それでその見解はまだ出でていないので、時期尚早で決められないのではないか。農業委員会や地区ごとの事情もあるだろうから各自で決めてもらったらどうか。
加藤委員	それで、各地区の集まりごとがあるわけです。各々の地区の裁量でやっても不都合ではない、という理解でよろしいでしょうか。

近森局長	<p>基本的に、県がコロナ対策ということで発出される人数制限などは尊重する方針でいいと思います。その中で、地区ごとに開催するかどうかというのは、地区ごとで決めていただくということです。それと、協議項目等についても地区ごとで考えていただくということで、そこは各地区の考え方を尊重しております。</p> <p>ただ、移動農業委員会をほとんどやっておりませんので、意見の提出についても、本来は地区ごとの考え方や疑問に思っていること、要望等があると思いますので、そちら辺を反映させた意見書を本当は協議していただきたい思いはあります。なかなかそういう場になりませんので。移動農業委員会には、私もほとんど行っておらず、地元の農業者の方や農協職員の方等とも全然お会いしていない状況ですので、できる限りやるということでしたら、事務局、農業委員さん、推進委員さんのご参加のもと、会をやっていきたいと思っております。</p>
議長	はい。事務局から説明がありました。他にご質問はございませんか。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見・ご質問がないようですので、事務局からの連絡を終わります。
委員	その他として何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。
議長	(意見・質問なし)
議長	ご意見・ご質問がないようでしたら、本日の農地総会を終了いたします。
次回農地総会 議長	次回の農地総会は、8月8日（月）を予定しております。
閉会 議長	(議長 上田博 挨拶して閉会を宣す。(午後4時45分)) 以上で、本日の農地総会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和4年11月8日

議長 上田博

議事録署名委員 久保田彦昭

議事録署名委員 山本和正

議事録作成者 川澤里奈